

○安中市太陽熱利用温水器設置費補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 18 日

安中市告示第 122 号

(趣旨)

第 1 条 市は、太陽熱利用温水器の設置を奨励し、エネルギー消費の節約を図り、もって市民生活の向上に資するため当該太陽熱利用温水器の設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、この告示の定めるところによる。

(平 25 告示 34・一部改正)

(定義)

第 2 条 この告示において「太陽熱利用温水器」とは、太陽熱を利用して温水を作り、風呂場、台所等の給湯に用いるために一般家庭に備え付けられる温水器をいう。

(平 25 告示 34・一部改正)

(補助対象経費)

第 3 条 この告示による補助対象経費は、太陽熱利用温水器(以下「対象機器」という。)の購入費及び工事費とする。

(平 25 告示 34・一部改正)

(補助金交付対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることのできる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 市内に住所を有する者で、自らの居住の用に供する住宅が市内に存し、当該住宅に対象機器を設置したもの

(2) 市税を滞納していない者

(平 25 告示 34・旧第 5 条繰上・一部改正)

(申請の制限)

第 5 条 補助金の申請は、1 対象機器につき 1 回限りとする。

(平 25 告示 34・追加)

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の 10 パーセントに相当する額とし、1 万 5,000 円を限度とする。この場合において、補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数全部を切り捨てるものとする。

(平 25 告示 34・全改)

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象機器の設置を完了した年度の 3 月 31 日までに太陽熱利用温水器設置費補助金交付申請書(様式第 1 号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(平 25 告示 34・全改)

(補助金交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請について必要な審査を行い、補助金の交付の可否を決定し、太陽熱利用温水器設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)又は太陽熱利用温水器設置費補助金交付申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(平25告示34・全改)

(補助金交付請求書の提出)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、速やかに補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(平25告示34・追加)

(補助金の交付)

第10条 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(平25告示34・追加)

(管理)

第11条 補助決定者は、対象機器をその減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)による耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間中、善良な管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅における給湯の用に充てなければならない。

(平25告示34・追加)

(補助金交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、太陽熱利用温水器設置費補助金交付取消決定通知書(様式第5号)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手続により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 対象機器の法定耐用年数の期限内において、正当な理由なく当該対象機器を処分したとき。
- (3) この告示の規定に違反したとき。

(平25告示34・追加)

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助決定者に対して補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(平25告示34・追加)

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 25 告示 34・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 18 年 3 月 18 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の安中市太陽熱利用温水器設置費補助金交付要綱(昭和 58 年安中市要綱)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 22 年 6 月 18 日告示第 70 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日告示第 34 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。